



提供：秋田洋上風力発電(株)

秋田県 グリーン／ブルーファイナンス・フレームワーク

豊かな水と緑あふれる秋田

～みんなで持続可能な社会を目指して～

2023年9月

1 はじめに

秋田県(以下、本県)は、以下の通りグリーン／ブルーファイナンス・フレームワーク(以下、「本フレームワーク」)を策定しました。

本県は、本フレームワークに則り、今後グリーンファイナンス(ボンド・ローン)、ブルーファイナンス(ボンド・ローン)またはグリーン／ブルーファイナンス(ボンド・ローン)により調達していきます。

なお、ブルーファイナンスとは、グリーンファイナンスの一種で、資金使途を海洋保全に資するプロジェクトに限定する債券やローンのことを指します。

(1)秋田県の概要

本県は、東北地方の北西部に位置し、総面積約 11,638km²、全国第 6 位の広さを有しています。県土には、米代川、雄物川、子吉川の三大河川をはじめ 352 の河川が走り、各地に水の恵みを与えています。田沢湖は全国一の水深を誇り、十和田湖は 2 重のカルデラ湖として有名です。また、八郎湖は、国営八郎潟干拓事業により残存した淡水湖です。沿岸部の中央には寒風山などの火山を擁する男鹿半島が雄大な造形美を誇り、その南北は長大な海浜が緩やかな海岸線を形成しています。青森、秋田両県にまたがる白神山地は、広大な原生的ブナ林を擁し、世界遺産に登録されています。

気候・気象について、本県の大部分は、日本海型の冷温帯気候に属し、全域が積雪寒冷地域及び豪雪地帯に指定されている日本有数の多雪地帯となっています。

また、環境特性について、本県は山岳地等の変化に富んだ地形や湿潤な気候風土を有する豊かな自然環境に恵まれています。県土の 70%は森林で占めており、そのうち 50%が針葉樹林を中心とした人工林で、その大半がスギ人工林となっています。白神山地は 1993 年(平成 5 年)に世界遺産に登録され、そのブナ林は純度の高さや優れた原生状態が保存され、動植物の多様性がみられる世界的にも特異な森林となっています。

このように緑あふれる森林、それらの間に広がる水田など豊かな自然環境に恵まれており、これらの自然の恵みのもとで日々の生活を営み、経済活動を行い、豊かな伝統や文化をはぐくんできました。

(2)本県の環境への取組

世界では、1992(平成 4)年に「気候変動枠組条約」が採択され、地球温暖化対策に全世界で取り組んでいくことが合意されました。また、2016(平成 28)年には、2020(令和 2)年以降の気候変動対策の世界的な枠組みとしての「パリ協定」が発効し、世界共通の目標などが掲げられました。近年は、国内で強い台風や集中豪雨等の極端な気象現象が毎年のように観測され、甚大な土砂災害や広い範囲にわたる浸水被害等が発生するなど、気候変動に起因すると考えられる災害などへの備えの必要性が高まっています。

これらの世界的な動向を受け、国は 2020(令和 2)年に「2050 年カーボンニュートラル」を宣言

したほか、温暖化対策に関連する「地球温暖化対策計画」や「気候変動適応計画」等を閣議決定するなど対応を図ってきました。

本県では、1999(平成 11)年に「温暖化対策 美の国あきた計画」を策定したことに始まり、条例や計画の制定・改定を行いながら地球温暖化対策に取り組んできました。2021(令和 3)年 3 月には環境施策のこれまでの取組を推進することに加え、SDGs や地域循環共生圏の考え方を取り入れること、また、本県が抱える人口減少、高齢化社会にも対応した環境施策を計画することで、環境・経済・社会の総合的な向上を目指すため「第 3 次秋田県環境基本計画」を策定、加えて 2022(令和 4)年 3 月には地球温暖化を巡る国内外の情勢が大きく変化する中、「第 2 次秋田県地球温暖化対策推進計画」を改定し、本県における地球温暖化対策の一層の充実や加速を図ることにしました。

【第 3 次秋田県環境基本計画¹】(2021 年(令和 3 年)3 月策定)

「第 3 次秋田県環境基本計画」は、秋田県環境基本条例第 9 条の規定に基づき策定したものであり、環境の保全に関する施策の方向性を示すための計画です。

また、環境・経済・社会の課題は相互に関連し、複雑化してきているため、県民、事業者、民間団体、行政などの各主体のパートナーシップ及び積極的な参画なくして解決が図れないことから、それぞれの主体が果たすべき役割や環境保全に向けた取組の指針を示しています。

<基本方針と主な施策展開>

(1) 自然と人との共生可能な社会の構築

本県の豊かな自然環境が、生物の多様性や私たちの暮らしに大きな役割を果たしていることを認識し、多様な生態系の保全や野生動植物の保護、自然とのふれあいの場の確保等を推進します。また、農地、森林、沿岸域の環境保全機能の維持・向上にも努めます。

(2) 環境への負荷の少ない循環を基調とした社会の形成

循環型社会の形成と廃棄物の減量、適正処理を総合的かつ計画的に推進します。また、良好な大気、水質、土壌環境等の保全や化学物質による環境汚染の防止に努めるとともに、湖沼の水質改善を推進し、安全で健康な暮らしができる生活環境の確保を図ります。

(3) 環境保全への積極的な取組

2050 年(令和 32 年)までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにするカーボン・ニュートラル、脱炭素社会の実現を目指し、その実現に向け、温室効果ガスの排出抑制、省エネルギーの推進、森林等の吸収源対策等を推進します。また、気候変動の影響への適応策や、海洋ごみ及び海岸漂着物による環境汚染の防止を推進します。

(4) 環境保全に向けてのすべての主体の参加

環境保全活動の基盤となる環境教育を推進するため、県民が、あらゆる場と機会を通じて環

¹ [第 3 次秋田県環境基本計画を策定しました | 美の国あきたネット \(akita.lg.jp\)](https://www.akita.lg.jp/)

境の保全についての理解と関心を深めることができるよう、環境教育、環境学習の推進に必要な施策を講じます。また、県民、事業者、民間団体等による環境保全活動の実践の拡大などを推進します。

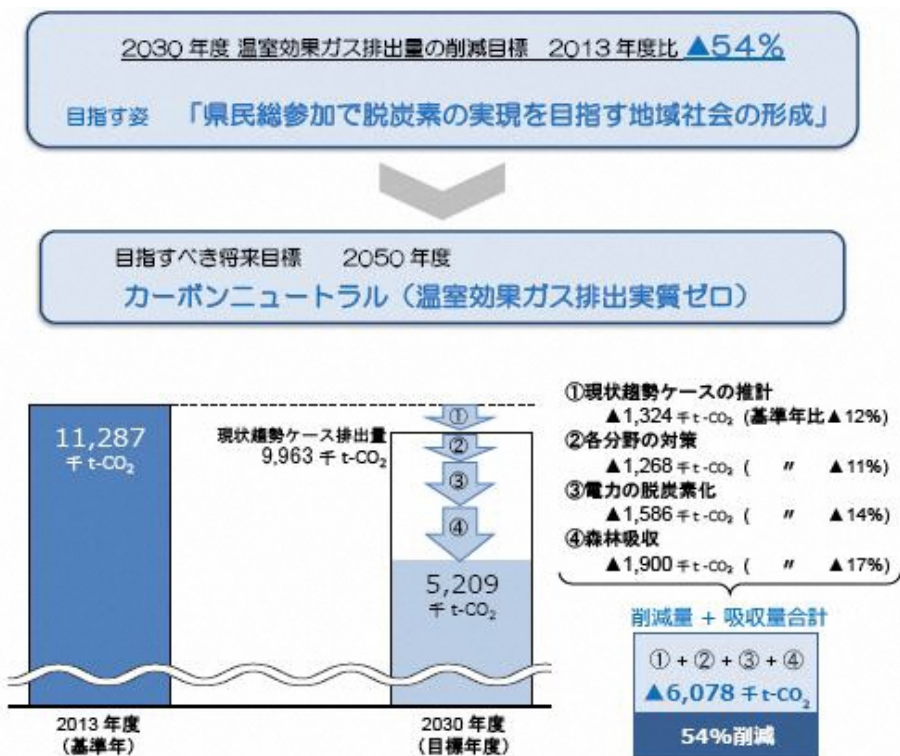
【第2次秋田県地球温暖化対策推進計画(改定版)2022-2030²⁾】(2022年(令和4年)3月策定)

近年における社会情勢の変化や世界・国の動向、地球温暖化に関する新たな知見を踏まえて、第2次秋田県地球温暖化対策推進計画の改定を行い、本県における「2050年のカーボンニュートラル」や「脱炭素社会」の実現に向け、地球温暖化対策や気候変動への適応をより強力に推進するものです。

<目標年度における温室効果ガスの削減目標>

本県の温室効果ガスの削減目標は、「2030(令和12)年度において2013(平成25)年度比で54%の削減」としているほか、目標の達成に向け、「県民総参加で脱炭素の実現を目指す地域社会の形成」を目指します。

(2030(令和12)年度における温室効果ガス排出量の削減目標(秋田県))



<温室効果ガス排出削減等に関する施策>

本県のもつ豊富な再生可能エネルギー源やCO₂を吸収する豊かな森林資源などの地域資源

2 「第2次秋田県地球温暖化対策推進計画(改定版)」について | 美の国あきたネット (akita.lg.jp)

の強みを最大限に活かし、温室効果ガスの削減に向けた取組を加速させます。また、本計画に基づく地球温暖化対策等に取り組むことで、環境と経済が好循環した社会の形成のほか、以下に示す SDGs の 12 のゴールの達成にも貢献していきます

関連する SDGs の主な目標		目標達成に貢献する本計画の主な取組
 2 飢餓をゼロに 飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する。	・食品ロス対策の推進 ・温暖化に対応した品種、栽培技術等の開発	
 3 全ての人に健康と福祉を あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する。	・熱中症・感染症対策の推進	
 4 質の高い教育をみんなに すべての人々に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する。	・環境教育・学習の推進	
 6 安全な水とトイレを世界中に すべての人の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する。	・水環境の保全の推進	
 7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する。	・再生可能エネルギーの導入拡大	
 8 働きがいも経済成長も 包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用（ディーセント・ワーク）を促進する。	・循環型社会ビジネスの推進	
 9 産業と技術革新の基盤を作ろう 強靱（レジリエント）なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る。	・自然災害対策の推進	
 11 住み続けられるまちづくりを 包摂的で安全かつ強靱（レジリエント）で持続可能な都市及び人間住居を実現する。	・地球温暖化への適応策の推進	
 12 つくる責任 使う責任 持続可能な生産消費形態を確保する。	・3R の推進 ・廃棄物のリサイクルと適正処理の推進	
 13 気候変動に具体的な対策を 気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる。	・地球温暖化への適応策の推進	
 14 海の豊かさを守ろう 持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する。	・海岸漂着物等への取組の推進 ・プラスチックごみ等の減量化や適正処理の推進	
 15 陸の豊かさを守ろう 陸域生態系の保護・回復・持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する。	・森林の整備・保全の促進	
 17 パートナーシップで目標を達成しよう 持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する。	・県民、事業者等と連携した地球温暖化対策の推進	

<気候変動への適応策に関する施策>

本県の適応策に係る施策の今後の方向性として、現在既に影響が生じている事象や将来的に影響が予測される事象について、次の施策を講じていきます

(本県の気候変動適応に係る施策体系)

1	農林水産業への影響に関する対策の推進	(1) 農業に係る対策の推進
		(2) 林業に係る対策の推進
		(3) 水産業に係る対策の推進
2	自然環境への影響に関する対策の推進	(1) 水環境・水資源に係る対策の推進
		(2) 自然生態系に係る対策の推進
3	自然災害対策の推進	(1) 水害対策の推進
		(2) 土砂災害対策の推進
4	県民生活や健康被害に関する対策の推進	(1) 暑熱・熱中症対策の推進
		(2) 感染症対策の推進
		(3) インフラ等への対策の推進

農林水産業への影響に関する対策の推進

(1) 農業に係る対策の推進

- ・ 水稻高温登熟耐性品種の育成
- ・ 高温条件に適応する品種の選抜や栽培技術の開発・普及の推進
- ・ 本県の気象に適応した果樹の優良品種の選定
- ・ 気象リスクを踏まえた適切な飼養管理技術の指導
- ・ 病害虫の発生予察、植物防疫・農薬安全対策等に係る事業の推進
- ・ 湛水被害の防止と節水等、細かな用水管理による効率的な取水の促進

(2) 林業に係る対策の推進

- ・ 適切な森林整備の推進
- ・ 森林資源の持続的な利用に向けた再造林の推進
- ・ 薬剤散布や伐倒駆除等の病害虫防除対策の実施

(3) 水産業に係る対策の推進

- ・ 新たに漁獲量が増加する魚種を含む県産水産物の高品質化等の取組の支援
- ・ 水温変動等の推移のモニタリング等による環境と生物相の的確な把握

自然環境への影響に関する対策の推進

(1) 水環境・水資源に係る対策の推進

- ・ 「八郎湖に係る湖沼水質保全計画」に基づく、八郎湖へ流入する汚濁負荷量の削減や、アオコ対策等の推進
- ・ 水質汚濁防止法に基づく公共用水域の水質調査の実施
- ・ 本県沿岸域における水温や塩分等の定期観測
- ・ 取水制限時のユーザーへの給水制限を含めた BCP(業務継続計画)の策定

(2) 自然生態系に係る対策の推進

- ・希少な野生動植物の保護等に向けた秋田県版レッドリストの改訂とレッドデータブックの公表
- ・自然環境保全推進員や自然公園管理員、鳥獣保護巡視員と連携したモニタリング
- ・適切な森林整備の推進
- ・再造林の推進による未立木地の解消
- ・秋田県第二種特定鳥獣管理計画に基づく捕獲圧の強化
- ・「八郎湖に係る湖沼水質保全計画」に基づく、八郎湖へ流入する汚濁負荷量の削減や、アオコ対策の推進
- ・水質汚濁防止法に基づく公共用水域の水質調査の実施
- ・気候変動の最新の科学的知見を参考としたモニタリングの継続
- ・海況と生物種組成のモニタリングの実施
- ・生物季節の変化について、東北地域の身近な動植物を対象とした県民参加型の情報収集調査の実施と地域の関係者の連携によるアクションプランの策定
- ・栄養塩や浮泥の供給量の変化による沿岸生態系への影響の調査の推進

自然災害対策の推進

(1) 水害対策の推進

- ・河川管理者が実施する堤防整備等の治水対策に加え、流域のあらゆる関係者が協働し流域全体で水害等を軽減する流域治水の推進
- ・関係機関と連携・協力した流域治水協議会の設立と、流域治水プロジェクトに掲げるロードマップに基づく具体的な取組の推進
- ・漁港海岸保全施設整備事業による高潮対策の継続

(2) 土砂災害対策の推進

- ・山地災害危険地区の危険度の高い箇所の優先的な治山事業の実施
- ・災害時要配慮者利用施設を保全する砂防関係施設の整備や土砂災害特別警戒区域の指定などハード・ソフト一体となった土砂災害対策の推進

県民生活や健康被害に関する対策の推進

(1) 暑熱・熱中症対策の推進

- ・熱中症予防のための県民への情報発信

(2) 感染症対策の推進

- ・感染症の発生動向の注視と県民への注意喚起・情報提供

(3) インフラ等への対策の推進

- ・施設の長寿命化計画に基づいた計画的な道路や下水道等の更新・補修の推進
- ・デジタル技術の活用による交通の利便増進策を通じた、運行障害による影響の最小化
- ・秋田県災害廃棄物処理計画に基づく国や市町村、関係団体と連携したスキルアップ研修等

の実施による人材育成

- ・電力需給見通し等情報の適切な提供と省エネルギーの率先実行

2 グリーン／ブルーファイナンス・フレームワークについて

本県は表1に記載の対象プロジェクトのうち、県債発行の充当対象となるものについて、これを①グリーンファイナンス(ボンド・ローン)、②ブルーファイナンス(ボンド・ローン)または③グリーン／ブルーファイナンス(ボンド・ローン)として調達します。

なお、本フレームワークは国際資本市場協会(ICMA)が定める「グリーンボンド原則 2021」、ローン・マーケット・アソシエーション(LMA)、アジア太平洋ローン・マーケット・アソシエーション(APLMA)及びローン・シンジケート&トレーディング・アソシエーション(LSTA)が定める「グリーンローン原則 2023」、環境省の「グリーンボンドガイドライン 2022 年版」及び「グリーンローンガイドライン 2022 年版」、国連環境計画金融イニシアティブが定める「Sustainable Blue Economy Finance Principles」、国際金融公社(IFC)が定める「Blue Finance Guidelines」に基づき策定しており、適合性に対する外部評価を株式会社日本格付研究所から取得しております。

形態	概要
①グリーンファイナンス (ボンド・ローン)	グリーン適格プロジェクトのみを充当対象とする
②ブルーファイナンス (ボンド・ローン)	ブルー適格プロジェクトのみを充当対象とする
③グリーン／ブルーファイナンス (ボンド・ローン)	グリーン適格プロジェクト及びブルー適格プロジェクトを充当対象とする

本フレームワーク(調達資金の使途、プロジェクトの評価及び選定プロセス、調達資金の管理、レポート)の概要は以下のとおりです。

3 調達資金の使途

本県ファイナンスの資金使途として、下表 1 の事業(以下「適格プロジェクト」という。)に充当されます。

表 1 対象プロジェクト例と環境面での便益

	グリーン適格 プロジェクト分類名	対象プロジェクト例	環境面での便益
①	再生可能エネルギー	A) 能代港ふ頭用地造成事業(海洋再生可能エネルギー発電設備の導入拡大) ※ B) 工業団地整備事業(全ての電力を再生可能エネルギーで供給する再生可能エネルギー工業団地を整備)	A) 風力発電の拠点形成に伴う再エネ導入拡大 B) 再エネ使用の活用促進
②	生物自然資源及び土地利用に係る環境持続型管理	C) 林道事業(持続可能な森林経営に向けて、林道、林業専用道の整備)	C) 森林資源の持続的な利用に向けた再造林の推進
③	気候変動への適応	D) ①河川改修事業、②県単河川改良、③県単河川等環境維持修繕事業(河道の掘削等) E) 通常砂防事業 F) 地すべり対策事業 G) 急傾斜地崩壊対策事業 H) 海岸防災対策事業 I) 治山事業	D) 洪水被害等の軽減 E) 土石流等、土砂災害を防止 F) 地すべり災害を防止 G) 崖崩れによる災害を防止 H) 波浪による侵食被害を抑制 I) 山地災害や地すべりによる被害防止

※…当該プロジェクトは、海洋保全に資するプロジェクトでもあり考えられるためグリーン適格プロジェクトであると同時にブルー適格プロジェクトとしても評価しています

4 プロジェクトの評価と選定プロセス

本県グリーン／ブルーファイナンス・フレームワークに基づき調達する資金の対象となるプロジェクトは、地方自治法及び関係諸法令に基づき策定され、必要な議会での審議を経て議決され、予算として計上されているものです。

対象となる各プロジェクトはカーボンニュートラルの実現や気候変動への適応など、環境問題への国や世界的な潮流を踏まえた上で、総務部財政課が各部局等にヒアリングを行い、環境面での便益が見込まれる事業を抽出し対象プロジェクトを選定します。

なお、プロジェクトの選定にあたっては、環境に与えるネガティブな影響についても確認しております。また、環境影響評価制度の対象となる大規模な事業については、住民などの意見を聴きな

がら、事業が環境に及ぼす影響について調査、予測及び評価を行い、事業が環境に及ぼす影響を回避、低減しています。

対象プロジェクトにおいて想定される影響と対策は下記の通りです。

(1) 工事に伴う騒音、振動

→ 騒音規制法及び振動規制法等を遵守することはもとより、近隣への周知徹底、理解を得ながら進めている

(2) アスベスト等の有害廃棄物の飛散

→ 大気汚染防止法、労働安全衛生法、廃棄物処置法等の適用法令に基づき適正に処理されることを確認している

(3) 生態系への悪影響

→ 絶滅危惧種等の情報があれば生息域調査を行い、生息域の工事を取りやめるか、繁殖期間外に工事を実施している

(4) 労働安全面の配慮

→ 受注者における安全施行措置等を定めながら実施

5 調達資金の管理

地方自治法に基づき、地方公共団体における各会計年度における歳出はその年度の歳入（地方債によって調達された資金もこれに含む）をもってこれに充てられます。また、個別の充当状況に関しては、各部署と連携して総務部財政課で把握を行い、発行超過等が起こらないよう管理します。会計年度の終了時には、対象プロジェクトを含む秋田県の全ての歳入と歳出について、執行結果と決算関係書類が作成され、県の監査委員による審査を受けます。その後、監査委員の意見とともに決算関係書類は県議会に提出され、議会の認定に付されます。

適格プロジェクトの資金充当については、本県の会計制度に基づき歳入予算の経理区分（款、項、目、節）で分類し帳簿上資金使途と支出額を明確にしながら管理を実施します。

万一、未充当資金が発生した場合には充当されるまで、県の規定に基づき安全性の高い金融資産で運用されます。

6 レポーティング

(資金充当レポーティング)

調達資金の充当結果について、全額充当までの期間において本県のウェブサイト上にて毎年開示もしくは貸し手に対して開示（ローンの場合のみ）する予定です。

(インパクトレポーティング)

調達資金を充当した適格プロジェクトにおける環境への効果について、調達資金が全額充たさ

れるまでの期間において、下表 2 の項目を実務上可能な範囲で毎年継続的に報告します（ローンの場合は貸し手に対してのみ報告します）。なお、年度内に充当完了を予定していますので、基本的に起債後翌年度の議会での決算承認後のレポーティング1回を想定しています。

表 2 インパクトレポーティングの項目

	対象プロジェクト例	レポーティング項目(例)
①	A) 能代港ふ頭用地造成事業 B) 工業団地整備事業	A) 整備面積、整備延長 B) 整備面積
②	C) 林道事業	C) 林道整備箇所数、整備延長
③	D) ①河川改修事業、②県単河川改良、③県単河川等環境維持修繕事業(河道の掘削) E) 通常砂防事業 F) 地すべり対策事業 G) 急傾斜地崩壊対策事業 H) 海岸防災対策事業 I) 治山事業	D) 実施した事業箇所数 E) 実施した事業箇所数 F) 実施した事業箇所数 G) 実施した事業箇所数 H) 実施した事業箇所数 I) 実施した事業箇所数

以上